

飲食店への給付の考え方

(考え方)

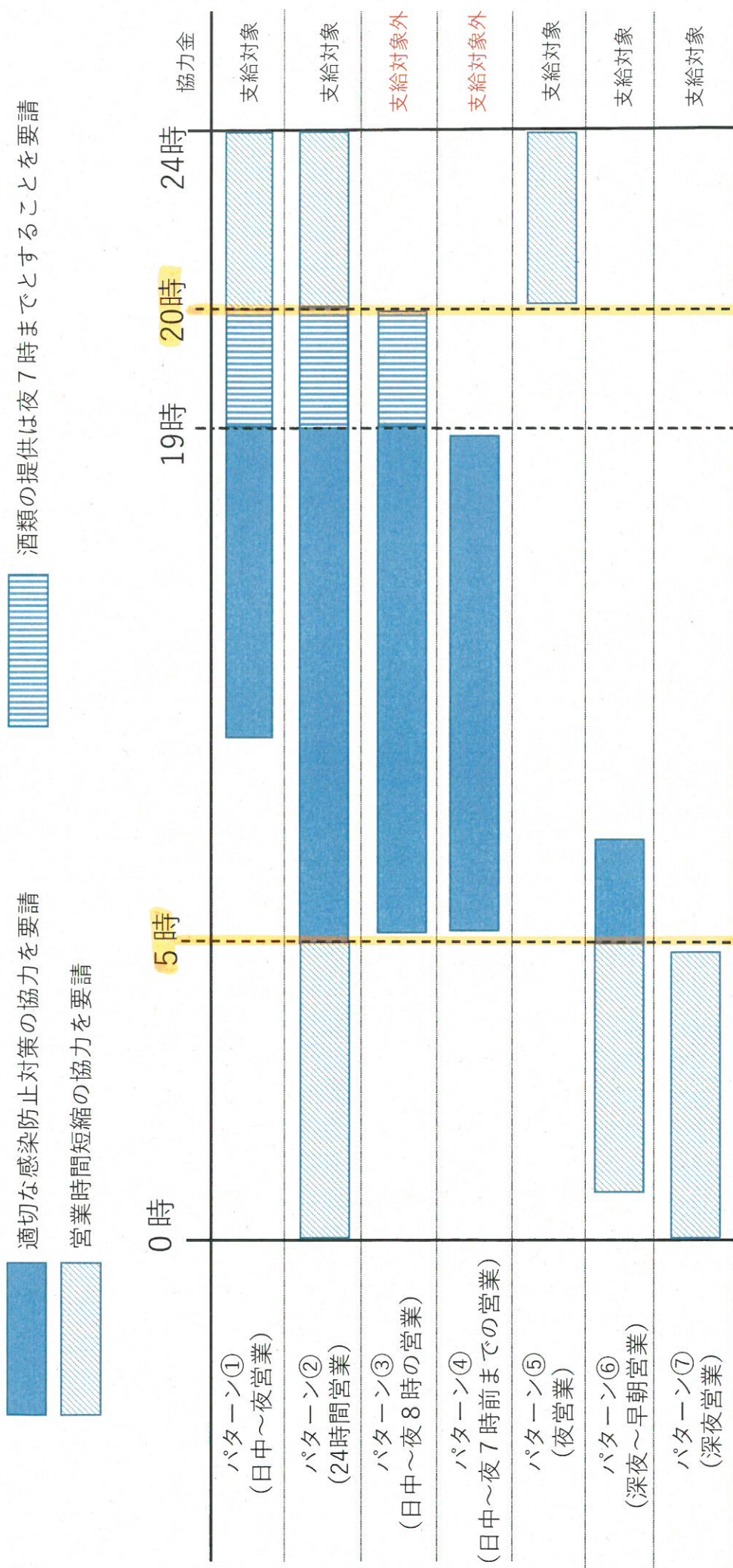
○夜間（20時から朝5時 まで）の営業自粛を要請することが基本的な考え方

(対応)

(1) 20時から朝5時の時間帯について営業時間の短縮をした場合は給付の対象

(2) (1) を満たせば朝5時から20^時まで全面的に休業した場合も給付の対象に含める

飲食店への休業要請の対象範囲について



※1 「協力金」の支給対象内外の判断として、5時から20時の営業を行っている店舗で、酒類の時間短縮のみは支給の対象外（パターン③の場合）

※2 パターン①、②、⑤、⑥、⑦において、全面休業の場合、「協力金」の支給対象とする。

予 定

4月15日（水）

緊急対策発表

4月15日（水）～17日（金）

制度概要公表

（協力金コールセンター開設）

4月22日（水）

（議決予定）

以降申請受付

5月7日（木）

支給開始